

# 橋本市創業支援資金利子補給補助金制度について

お問合せ先 橋本市 シティセールス推進課 TEL 0736-33-6106

## 制度の概要

市内での創業を支援するため、日本政策金融公庫または和歌山県中小企業融資制度のうち、新規開業関係の資金の融資を受けた場合、この融資に係る利子補給を行います。

### 対象者(次の全てを満たすこと)

- 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者
- 市内に住所および事業所を有している個人または市内に本店登記を有している法人
- 事業を開始する前に創業支援資金を受ける者または事業を開始した日から1年以内に創業支援資金を受ける者
- 市税を完納している者
- 各償還期日に償還している者

### 対象となる融資制度

実施機関	融資制度名	資金名
株式会社日本政策金融公庫	新規開業資金	設備資金又は運転資金
	女性、若者／シニア起業家支援資金	設備資金又は運転資金
	再挑戦支援融資	設備資金又は運転資金
	生活衛生貸付のうち新規開業資金に係るもの	設備資金又は運転資金
	新創業融資制度	設備資金又は運転資金
和歌山県	新規開業資金	設備資金又は運転資金

### 利子補給率等

利子補給利率	1. 0%以内
補助期間	3年(当初償還月より起算)

## 申請について

当該年(1月～12月)の利子支払終了後(2月末日までに)申請していただきます。利子支払実績等を確認後、申請者の方に利子補給補助金を直接お支払いいたします。